

審 議 会 会 議 録 要 旨

会 議 名 称	第 9 回伊那市総合計画審議会
日 時	平成 30 年 11 月 8 日(木) 午後 1 時 30 分 から 3 時 まで
場 所	伊那市役所 多目的ホール
出 席 者	委員 19 名(欠席者 9 名) 市民生活部長、建設部長、農林部参事、商工観光部長、水道部長、 危機管理課長補佐、事務局

○協議事項

- (1)前期基本計画第 6 章について(確認)
- (2)前期土地利用計画について(協議)

○主な意見・質疑

(1) 前期基本計画第 6 章について (確認)

(委員)

整理番号 126 の修正案であるが、「相互に顔の見える関係」は大事なことであり、良い表現であると思うが、より具体的に「交流会」や「慰労感謝会」という言葉を追加いただきたい。前回の会議の後、高遠分団から区長会へ要望書の提出があり、その中でも、地域と消防団の交流会を開いてほしいというものがあった。消防団も危機感を持っており、団員の確保に区長会でも協力してほしいという要望があった。ここに書かれてあるとおり、団員の加入促進に区長会も関わっていく必要があると考えている。「交流会」や「慰労感謝会」と書いていただくことにより、住民の理解も深まると考える。修正案の表現は抽象的であるので、「交流会や慰労感謝会を行い、相互に顔の見える関係を築き、…」と修文することをお願いしたい。

(危機管理課長補佐)

意見の内容について、検討させていただく。

(2) 前期土地利用計画について (協議)

第 1 章 土地利用の現状と課題

(委員)

10 年前に策定された現在の土地利用計画では、数値目標や土地利用の推移の想定が掲載されていたが、10 年前の予測値と現状を比べた時に、どのような評価をしているか、コメントがあれば伺いたい。

(事務局)

前回の計画のように、参考資料として数値指標を掲載する予定が無いため、数値を踏まえた具体的な回答はできないが、現計画の内容を着実に進めてきた中で、社会情勢の変化もふまえて現状と課題を記載してあるということで、ご理解いただきたい。

第2章 土地利用の基本方針

(委員)

第2節に「生物多様性の確保と人間活動との調和を図るとともに、…」とあるが、自然に対しては、人間が一步引いて付き合っていくべきである。「調和」ではなく、「共生」という言葉のほうが適していると思うので検討されたい。

(事務局)

指摘を踏まえ文言を調整する。

(委員)

冒頭、原案の字句の訂正の話があったが、「水源のかん養」が間違いであり、それを正すということによろしいか。第1節に同様の字句があるが、同様に訂正されるということによろしいか確認したい。

(事務局)

一般的に「水源のかん養」や「水源かん養」という言葉はあると思うが、訂正するのは、「水資源かん養」という表現のことである。文章の流れのなかで「の」が入る、入らないはあると思うが、「水資源」ではなく「水源」が正しいということで、ご理解いただきたい。

第3章 地域類型別の土地利用の基本方向

(委員)

P4の第1節で「既存ストック」という言葉を用いている。使い方は間違っていないが、用語解説が必要と考えるので、検討されたい。

(事務局)

分かりやすいものとなるように、必要な説明は加えさせていただく。

(委員)

P5の上から3つ目のセンテンスにある「集落接続に向けた誘導」という表現が非常に分かり難いと感じる。要するに、既存の集落の周辺にクラスター化しようという意図であると思うが、もう少しストレートに表現したほうが分かりやすい。

(事務局)

原案の表現が重複している部分もあるため、内容を調整・修正させていただく。

(委員)

P4の第1節の1つ目のセンテンスに「空き地」のことが書かれている。市街地の空洞化が進行していると思うが、駐車場の少ないため、車で市街地へ出かけることを敬遠している。どうしても広い駐車場のある郊外のスーパーや大規模店舗に行ってしまう。市街地の空き地を活用した「駐車場の整備」という視点も加えてはいかかがか。

(事務局)

空き地があるということは事実であるが、駐車場については、稼働率から見た必要性や、立体がよいのか、平面がよいのかという部分もあるので、意見を踏まえ検討させていただきたい。

第4章 利用区分別の土地の基本方向

(委員)

P6の第1節農地の2つ目のセンテンスに「荒廃農地の発生防止及び解消を促進します」とあるが、「解消に努める」という、より前向きな表現に見直しをされたい。

それから、遊休農地・荒廃農地の対策として、農業への企業参入の動きもあるが、そうした企業を受け入れる向きでの表現がどこかに入ってもよいのではないかと思う。

(農林部参事)

1点目は「努めます」ということで、より前向きな表現となるように修正する。2点目については、農業に参入する企業を積極的に誘致していくという趣旨の意見ということでよろしいか。または、積極的な誘致はせずとも、受け入れは承認していくということか。

(委員)

誘致まではいかないが、前向きに受け入れるということ。

(農林部参事)

承知した。

(委員)

「農地が有する多面的な公益機能の発揮」という部分について、畦畔率の高い農地は、今後担い手となる集落営農法人にも受託されず、荒廃化が進むと思われる。市道沿いの畦畔を地域で維持管理していくことで、多面的機能支払交付金や中山間地の交付金などの財政支援が受けられるが、個人所有の土地の畦畔管理は対象にしないという話も聞き及んでいる。地域ごとに判断が異なるようであり、農地の所有は個人に帰属することかもしれないが、公共性の高い市道沿いに隣接する農地などにおける草刈り作業についても、多面的機能支払交付金等の対象事業にして、そこに人を振り分けられれば、余力を畦畔の維持管理に充てられると思う。せっかく国の制度があるので、もう少し柔軟に活用するというので、市でもガイドラインを作成いただけるとありがたいと思う。

(会長)

市道沿いの畦畔の草が伸びており、管理が行き届いていないことの解決策として提案いただいた内容ということでよろしいか。

(委員)

市道に接道している畦畔の管理を市で行うというのは、現実的に難しいと思うが、その部分に多面的機能支払交付金を活用して、重層的に管理していく仕組みがあればよいという趣旨での意見である。

(農林部参事)

多面的機能支払交付金や中山間地直接支払交付金は、基本的には地域住民による活動を支援する目的の制度であり、ルールとしては、内容を制限するものではない。それでも、地域の方ができない部分があるとするれば、いろいろな事例を紹介したり、できる仕組みを一緒に考えていくことが、我々のやるべきことだと思う。ただいまの意見は、土地の扱いに関する内容ではないため、土地利用計画としては、原案の内容でご理解いただきたい。

(委員)

P7の「1 農地」の最後のセンテンスが非常に分かり難い。農振地域の農地については、一定の開発を許容する土地利用を進めようとしているのか、農地の保全に重きを置いているのか、この部分の趣旨を伺いたい。

(事務局)

記述のとおり、農業振興地域整備計画の見直しについては、優良農地の保全を目的として行うことを意図した内容であり、他方で、一定の開発を許容する必要がある場所については、利用目的の誘導の検討・調整を行うことを意図している。どちらが主かといわれると、農業振興も重要な施策であり、産業振興も重要な施策であるため、両方が主とならざるを得ない部分があるので、ご理解いただきたい。

(委員)

太陽光発電施設のパネルを山林や荒廃農地に設置している状況が、ここ数年散見される。そのことについての対応や方針の記述がないため、記載を検討されたい。

(市民生活部長)

近年、そうした開発があることは承知しており、事例もあるが、土地の利用という側面での規制ではなく、一定規模以上の施設は別の法令で規制されている。ガイドラインは、土地の利用というよりは、周辺との調整を図るであるとか、住民の合意を得るといことが主となっている。土地利用計画の中で、太陽光発電施設に特化した記載はとれないという認識であり、別途対応していきたいと考えている。

(委員)

土地の区分で「第7節 その他宅地」とあるが、単純に「商業用地」あるいは、商業を主とした表現のほうが分かりやすいのではないかと思うがいかがか。

(事務局)

位置付けを行う土地の種類について、もう一度精査を行い、意見を踏まえて修文等を検討させていただきます。

第5章 施策別の土地の基本方向

(委員)

「里山ゾーン」とは、どの程度の範囲を想定しているか伺いたい。記述の内容では、かなり狭い範囲に見受けられるが、実際の里山とは、もう少し広い範囲ではないかと考える。曖昧さがあ

るので、図などで分かりやすく表現することを検討されたい。

(事務局)

言葉だけではどの区域かということは分からないので、ご提案のとおり、図に示すようにしていきたい。指摘のとおりであるが、里山ゾーンとは、狭い区域ではなく、都市計画用途地域と山林地域を結ぶような区域の多くが里山ゾーンという認識である。

(委員)

確認であるが、「ゾーン」というと、同じ特徴のある一定の区域のことを示すと思うが、ここにある「5つのゾーン」とは、ゾーンの種類が5つあるという意味であり、5種類のゾーンが、市域の中に複数点在するという理解でよろしいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

そうすると、「5つのゾーンを設定し、…」よりは、5種類のカテゴリがあるという意味がわかるような表現を検討されたい。

(事務局)

分かりやすい表現となるように、書きぶりは検討させていただきたい。

第6章 地域別の概要 - 1 伊那(竜西)・西春近地域

(委員)

全体を通じた用語の使い分けの確認であるが、「拡張整備」という言葉が多用されており、P15では、「既存工業団地の拡張整備」、P16では、「既存産業団地の拡張整備」、P18では「既存産業用地の拡張整備」となっている。使い分けの理由があれば別であるが、分かりやすく統一することを検討されてはいかかがか。

(事務局)

P15の部分については、鳥居沢工業団地は拡張整備を推進するという内容に対し、小黒原産業適地は検討・調整を行うということで、若干内容が異なるため、記載を分けたものである。P16以降に出てくる「拡張整備」は、「推進」という、ともに同じ方向を示すものであるため、複数の場所をまとめた表現となっている。他方で、ご指摘のように「工業団地」や「産業団地」、「産業用地」という言葉が混在していることから、所管の商工観光部局と調整を行い、整理をさせていただきたい。

(委員)

P14の下から3つ目のセンテンスで、環状南線や環状北線のことが出てくる。竜西地区については、高速道路や鉄道などの主要な交通網が通っているが、東西を結ぶ路線が無いということは古くから言われていることである。小黒川から北については、環状線の整備が進められているが、西春近地区では、東西を結ぶ生活道路の貧弱化が問題になっている。特に犬田切川沿い

には、大きな事業所や倉庫、幹線道路と交差する信号がある路線がある。主要な幹線道路網の整備はもちろん重要なことであるが、東西を結ぶ生活道路についても、計画的に整備をしていくという表現をどこかで追加いただきたい。

(建設部長)

市の幹線道路整備計画の中では、指摘のあった犬田切川沿いについても外環状ということで計画しているが、事業の具体化に至っていないことが現状である。東西を結ぶ生活道路について、表現として入れられるか検討させていただきたい。

(委員)

地域の区分けが面白いというか、理にかなった区分に見える一方、市の計画であるので、予算や事業の展開にも関わってくる部分もあると思う。施策別の部分は、各施策を所管する部署ごとの予算に関係してくると思うが、地域別となると、例えば道路整備の地元負担金などは、一般的には「区」の単位で予算化しているということもある。旧行政区の単位で分けられた西箕輪、高遠町、長谷の区域はよいが、2つ以上の行政区が一緒になっている区域は、何を意図してこの区分けとしているのか伺いたい。例えば、統合を視野に入れた政策的な展開があるのかなど、いろいろなことが考えられる。現状と課題に書かれた内容は、地形的な部分もあり理解するが、実際の生活面においては、そういう政治的なことを気にする方もいると思うので、その部分での理由等があれば伺いたい。

(企画部長)

ただいまの内容は、この土地利用計画の根幹をなす部分で、きっちり議論をしなければならないという認識である。審議会に諮る前にも、この部分については庁内の検討会議の中で、しっかり検討したところである。様々な意見があったが、結果として土地利用計画である以上、基本は地勢であるということで、段丘や河川などの物理的な地形の要因がベースになっている。加えて、人口分布のような社会的要因もあり、コミュニティや地縁的な面もある。例えば、東春近と富県が一緒になっているのは、春富地区といわれているような地縁的な関わりも踏まえている。今後、土地利用の誘導だけでなく、いろいろな政策展開のベースとなるものであるため、それらをトータルで考えると、いろいろなことを想定して区分けを考えていくべきであり、そうした政策展開も含めた内部検討の結果、この区分けがベストであるとして、提案させていただいたところである。

第6章 地域別の概要 - 2 西箕輪地域

(委員)

P16 の土地利用の基本方向の4つ目のセンテンスで、「特定の建築物等の用途を制限する」とあるが、どのような制限を想定しているか、詳細についてお聞きしたい。

(事務局)

この部分については、担当課へ確認を行い、記述のような建築物の規制などを都市計画決定する予定は当面ないということで調整をした。このセンテンスについては、修正させていただきたい。

(委員)

市議会で、国道 361 号の沿線に道の駅をつくってはどうかという一般質問があった。国道 153 号バイパスの道の駅は検討が進められているようであるが、権兵衛トンネルを出たところから見る南アルプスの絶景は、伊那市の誇れる景色だと思っている。道の駅という大がかりなものでもなくとも、駐車場があり、少し休憩できるようなものでよいと思う。伊那市の観光を活性化するためにも、国道 361 号の沿線に道の駅についても、検討いただくとともに、計画へ記載して市民が関心を持てるようにされたい。

(商工観光部長)

意見のとおり、国道 361 号の景観は素晴らしいものがあり、電柱等が無ければ、もっともっと素晴らしい景観になると考えている。土地利用の方針としては、基本方向の1つ目のセンテンスにあるように、観光施設の整備により地域活性化に取り組むということである。表現としては、「景観・自然環境の保全」や「適正な土地利用」という、原案の内容のとおりと考えている。

(建設部長)

国道 361 号の沿線の道の駅、トイレ、駐車場についての検討は、引き続き行っている。どのようなものにするかという検討中であるため、土地利用計画の中では、そこまで具体的な記述ができる段階ではない。検討中であるということで、ご理解をいただきたい。

(委員)

検討しているのであれば、「整備を検討する」と書いても問題ないと思うが、いかがか。

(事務局)

5年間の計画であるため、計画期間中の位置付けが必要であるかを含め、関係する部局で調整を行い、表現について検討させていただく。

第6章 地域別の概要 - 3 伊那(竜東)・美篤・手良地域

(委員)

他の地域も同様であるが、P16 の現状と課題の2つ目のセンテンスに「良好な河川景観」とあるが、現状を「良好」と捉えてよいのか疑問である。河川内樹木の繁茂は、様々な弊害をもたらすものである。現状を肯定することになるので、表現を再考されたい。

(建設部長)

ご指摘のとおり、河川内の樹木は、景観や災害対策の面からも課題になっており、河川管理者の国や県へも整備の要望をしてきているところである。文言については、検討させていただきたい。

(委員)

河川管理者が市でない部分は、難しい面もあると思うが、「連携して」などの文言を加えて修正いただきたい。市民団体でも直接整備に取り組んでいるが、なかなか進まない。いずれ大きな問題になる要素を持っている課題だと思われる。そうしたことを含めて表現を検討いただきたい。

(委員)

三峰川も良好な河川景観とは言い難いということで、先ほどの意見と同感である。

続いて、P17 の現況と課題の下から2つ目のセンテンスであるが、「計画路線沿いは農地から宅地等への土地利用の転換が予想される」とあるが、宅地への転用を市として容認するという方針ということによろしいか。具体的には、青島地域にとっては、川下り米の生産地として、影響の大きい内容であると考えられるため、考え方を伺いたい。併せて、その結果として、P18 の基本方向の4つ目のセンテンスで、「必要な都市基盤の整備を推進する」とあり、宅地開発の誘導を進めていくという、地域としては、大きな変化を感じる文章となっている。

また、次のセンテンスで「道の駅の設置を検討する」とあるが、国道 153 伊那バイパス沿線となると、地理的には手良か美篤かどちらか、ということになると思う。もしくは、環状北線沿線への道の駅の設置も検討されているのか、方針があれば伺いたい。

(建設部長)

国道 153 号伊那バイパス沿線について、農業振興地域の見直しを同時に行うことは、今のところ考えていないため、それほど大きく変わらないと考えている。ただ、上の原、前原については、農業振興地域ではなく、準工業区域もあり、どのような建物でも建てられる場所があるため、その部分については、ある程度の宅地開発が見込まれるのではないかと考えている。

道の駅の関係であるが、基本計画でも国道 153 号のバイパス沿いという表現にしており、伊那バイパスなのか、伊駒アルプスロードなのかという部分は決まっていない。

(事務局)

道の駅については、現在協議いただいている「3 伊那(竜東)・美篤・手良地域」に入っている同内容を「4 富県・東春近地域」にも記述している。具体的な場所は現段階では決まっていないので、建設部長が申し上げたとおり、国道 153 号のバイパスの中で計画しているという位置づけでご理解いただきたい。

(委員)

バイパス沿いの農地転用について、第1種の農振農用地の関係の対応はこれから検討していくが、道路が開通したのですぐに転用を認めるというわけにはいかない。道の駅も同様で、道路が開通したので、すぐにそうした施設ができるというわけにはいかないと思う。そこは検討が必要な部分である。

質問であるが、P17 の現状と課題の4つ目のセンテンスに「景観形成住民協定の締結」とあるが、具体的な協定を結んでいる地区があるのかを伺いたい。

(建設部長)

道の駅の関係は、意見として承る。上の原から北については、現在建築制限の関係で地元と協議中である。小黒川スマートインターチェンジ周辺と同じような特定用途制限による規制であるが、開発を許容する中で、危険な工場や風俗・パチンコ店等についての規制をしていくことはできないかという内容である。

景観形成住民協定の件であるが、具体的には、青島地区で締結されている。

(委員)

青島地区の景観形成住民協定は、一般住宅に関する協定か、それとも別の建物についての協定内容か伺いたい。

(建設部長)

景観上での一般住宅に関する協定である。

(委員)

質問した理由は、農業委員会では農地転用の申請時にどのような建物を建設するか確認を行っているところであるが、景観形成住民協定に合致するかどうかという部分の現状確認や指導は、市で行っているということによろしいかどうかの確認のためである。

(建設部長)

各地区の景観形成住民協定を遵守するように指導を行っている。

第6章 地域別の概要 - 4 富県・東春近地域

(意見なし)

第6章 地域別の概要 - 5 高遠町地域

(委員)

P20 の現状と課題の8つ目のセンテンスに「国指定史跡の高遠城跡をはじめ、山裾の城下町として文化財、名刹、名所旧跡が散在しており、…」とあるが、ここに「高遠石工・石仏」を例示していただけるとありがたい。

(事務局)

意見のとおり、追記する修正を行う。

第6章 地域別の概要 - 6 長谷地域

(委員)

P22 の土地利用の基本方向の4つ目のセンテンスに、「駒ヶ根、大鹿方面への道路・トンネル整備」とあるが、これは、遥か昔から地域で要望している内容である。この部分の表現を「駒ヶ根、大鹿方面への通年通行可能な道路・トンネル整備」としていただき、「通年通行可能」という文言を追加いただくことをお願いしたい。

(建設部長)

現在、リニア関連の工事に伴い、トンネル整備の話も全く無いわけではないが、具体的な話にはなっていない。まずは通年通行可能な道路にしていくということが大事であると思うので、意見のとおり文言を追記する方向で調整させていただく。

(委員)

高遠地域も同様であるが、高遠の長藤、藤沢、山室、長谷の杉島など、いわゆる山間部についての記載が弱く、高遠、長谷の中でも中心部の記載に偏っており、山間部の過疎化が進みかねないと感じる。山間部の土地利用についての記述があってもよいと思うがいかがか。

(事務局)

土地利用という視点での位置づけが良いのか、基本計画での過疎対策という施策としての位置づけなのか、整理させていただく。意見の趣旨としては承り、検討させていただく。

その他

(会長)

次回が最終回となるので、各委員から一言ずつ、審議会を通じた所感なり、今後 10 年に向けた熱い想いを発言いただきたい。

以上